

通達

モトクロス・スーパーモト競技会における燃料、燃料/オイルの混合液/冷却水について（補足説明）

2018MFJ 国内競技規則 付則 17 モトクロス基本仕様、および付則 26 スーパーモト技術規則において規定されている「燃料、燃料/オイルの混合液/冷却水」について、以下の通り、補足説明致します。

4 燃料、燃料/オイルの混合液/冷却水

- 4-1 すべての車両にはMFJの定める無鉛ガソリンを使用しなくてはならない（AVガス・航空機用燃料の使用は禁止される）。
- 4-2 競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致してはならない。
- 4-2-1 競技に使用できるガソリンとは一般公道用の市販車に供するために通常のガソリンスタンドにて購入できるもの、あるいはMFJ公認サーキットのガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。
- 4-2-2 競技に使用できるガソリンは下記のMFJの定める仕様（無鉛ガソリン）に制限される。
- 4-2-2-1 鉛は含有されていないこと。
- 4-2-2-2 リサーチオクタン価が101.0（RON）以下、モーターオクタン価が88.0（MON）以下であること。
- 4-2-2-3 密度は15℃において0.720g/ml～0.783g/mlであること。
- 4-2-3 競技に使用できるガソリンには販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。ただし一般に販売されているスタンダードの潤滑油および3.0%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。メタノールは検出されないこと。
- 4-2-4 水冷エンジンの冷却水は、水もしくは一般市販されている冷却水に限られる。
- 4-3 大会特別規則（全日本モトクロス特別規則等）により、ガソリンの銘柄および供給方法が指定される場合、それに従わなくてはならない。

日本全国に所在する一般公道用の市販車に供する為のガソリンスタンドにおいて販売され、誰もが購入することができる無鉛ガソリンであること。

⇒ 安全上の観点から、携行缶でガソリンを移動用車両に積載して長距離を運搬することは大変危険である為、競技場近くの一般のガソリンスタンドで何時でも、誰でも同条件で購入できるガソリンであることが条件となります。

※使用不可例：

- ①特定のガソリンスタンドでしか購入できないガソリン、
- ②一般公道用の市販車に供する為のガソリンスタンドで販売されていないガソリン、
- ③4-2-2,4-2-2-1,4-2-2-2,4-2-2-3 に適合していないガソリン
- ④一般公道用の市販車に使用出来ないガソリン（エミッション対応用触媒を破損させる恐れがあるもの等） などは、使用できませんのでご注意ください！

以上